

議案第 69 号

前橋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の改正について

令和 6 年 5 月 8 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成 24 年前橋市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の前橋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例第 4 条第 6 号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。